

議案第四十八号

三朝町国民健康保険診療所使用料等条例の制定について

次のとおり三朝町国民健康保険診療所使用料等条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年参月露参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険診療所使用料等条例

(趣旨)

第一条 三朝町国民健康保険診療所の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)に ついては、この条例の定めるところによる。

(使用料の額)

第二条 使用料(一部負担金を含む。)は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年六月厚生省告示第百七十七号)に規定する、診療報酬点数表(乙)に基づき算定した額とする。

(手数料の額)

第三条 手数料の額は次のとおりとする。

一 普通診断書

一通につき

二百円

二 死亡診断書

一通につき

三百円

三 健康診断書

一通につき

二百円

四 死体検案書

一通につき

五百円

五 変死体検案書

一通につき

千円

- 六 生命保険加入診断書 一通につき 六百元 (往診九百元)
- 七 生命保険受領診断書
 - 五十万円まで 一通につき 五百円
 - 百万円まで 一通につき 七百元
 - 一千万円まで 一通につき 千円
- 八 恩給診断書 一通につき 五百円
- 九 刑事事件裁判用診断書 一通につき 五百円
- 十 猟銃空気銃所持許可申請用診断書一通につき 二百円
- 十一 その他証明書 一通につき 百円

(徴収方法)

第四条 使用料等(一部負担金を含む。)は、そのつど徴収する。ただし、次の各号に掲げるものは後納とする。

- 一 診療が終了しなければ算定困難なもの
- 二 健康保険法その他法令の規定により給付又は負担される額によるもの

(減免等)

第五条 町長が、使用料等の納付義務者に納付する資力がないと認めるとき、又は特別な事情があると認めるときは、使用料等を減額又は免除することができる。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(国民健康保険直営診療所使用料及手数料条例の廃止)

2 国民健康保険直営診療所使用料及手数料条例(昭和二十八年三朝町条例第十二号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、旧条例の規定により現に決定されている手数料については、なお、従前の例による。